公調委事第150号 令和5年8月21日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長 永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について(回答)

令和5年2月9日付け国不収第285号をもって意見照会のあった、公園事業に関して、A収用委員会(以下「処分庁」という。)が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決(以下「本件裁決」という。)に対するX(以下「審査請求人」という。)からの審査請求について、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求のうち、明渡裁決の取消しを求める請求は却下し、権利取得裁決の取消しを求める請求は棄却すべきである。

理 由

- 1 資料によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 審査請求人は、令和 d 年 e 月 f 日に本件審査請求を行う一方で、処分 庁が属する B を被告として、本件裁決の取消しを求める訴えを提起した が、C 地方裁判所は、令和 g 年 h 月 i 日に、本件裁決のうちの明渡裁決 については既に明渡しが完了しているから訴えの利益がないとして、そ の取消しを求める訴えを却下し、権利取得裁決の取消しを求める訴えに 係る請求については理由がないとして請求を棄却する判決をした。
 - (2) 審査請求人は、同判決を不服として控訴したが、D高等裁判所は、令和 j 年 k 月 l 日に、本件控訴を棄却するとの判決をし、審査請求人は、最高裁判所に上告と上告受理申立てを行ったが、最高裁判所第一小法廷

は、m年n月o日に、上告棄却及び上告不受理の決定をしたから、同判 決は確定した。なお、審査請求人が、同訴訟を通じて主張した本件裁決 の違法事由は、本件審査請求において主張するところと同一である。

- 2 そうすると、本件裁決のうち、明渡裁決の取消しを求める訴えの利益がないこと及び権利取得裁決に違法性がないことについては、既判力をもって確定していることが明らかで、審査請求人の本件審査請求のうち、明渡裁決の取消しを求める請求は不適法として却下し、権利取得裁決の取消しを求める請求は棄却すべきであるというほかない。
- 3 なお、審査庁における手続について付言するに、審査請求人は審理員に対し令和p年q月r日付けで主張書面の提出を終え、処分庁は審理員に対し令和s年t月u日付けで当該主張書面に対する弁明書を提出しているところ、審理員の貴殿への審理員意見書の提出は、当該弁明書の提出から14か月後で、かつ、前記訴訟の判決が既に確定した後の令和v年w月x日に行われた。

令和2年以前の意見照会における同様の期間の平均が約4か月であったことに照らしても、本件のように14か月を要した合理的な理由はおよそ見いだし難い。行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としており(同法第1条)、土地収用法が審査請求前置主義を採用していないことから、審査請求と取消訴訟の2つの権利救済手続が並行することはありうるところであるが、その場合に、訴訟手続が先行して進んでいるとして、審査請求手続を放置ないし著しく遅延して進めるといった選択は審査庁に許容されるものではない。本件のように当該弁明書の提出から審理員意見提出まで長期間を要し、しかも、前記訴訟が確定するまでに審査請求に対する判断ができなかったことは、同法の目的にもとるものであり、とりわけ、適時に審査請求にかかる審理を受けるという行政不服審査法が審査請求人に保障した権利から見て、甚だ疑問の多い運用であるというほかない。